

「『所得税基本通達の制定について』の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税基本通達については、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）等により所得税法等の改正が行われたことに伴い、次のとおり改正するものです。

１ 家事関連費等の必要経費不算入等の改正（簿外経費措置の導入）に伴う整備

その年において事業所得を生ずべき業務を行う者等が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出し、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る年分の売上原価の額（材料費等を除く。）その他業務について生じた費用の額は、一定の証明がなされたものを除き、その者の各年分のこれらの所得の金額の計算上、必要経費の額に算入しないこととされた（所法 45③）。

当該改正に伴い、本措置の対象の範囲外となる「計算の基礎とされていた金額」の意義を明らかにするなどの取扱いを定めることとする（所基通 45－10～14）。

２ 雑所得の適正化（令和２年度税制改正）に伴う整備

令和２年度税制改正において、雑所得の金額の計算や確定申告の手続きについて、次のとおり見直しが行われた。

- (1) 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円以下である者を対象に、現金主義による所得計算を可能とする（所法 67②）
- (2) 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 1,000 万円超である者は、その業務に係る収支内訳書を確定申告書に添付しなければならない（所法 120⑥）
- (3) 前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が 300 万円超である者を対象に、その業務に係る現金預金取引等関係書類（預金通帳や領収証）を 5 年間保存しなければならない（所法 232②）

当該改正に伴い、本措置の対象となる「前々年の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額」の判定の基準となる時点を明らかにする取扱いを定めるほか、所要の整備を行う（所基通 67－6、120－4 の 2、232－1 等）。

３ 国外居住親族（令和２年度税制改正）の改正に伴う整備

令和２年度税制改正において、扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、その

適用を受ける居住者からその年において生活費等に充てるため 38 万円以上の送金を受けている者などに該当しない者を除き、年齢 30 歳以上 70 歳未満の非居住者が除外された（所法 2 ①三十四の二）。

当該改正に伴い、非居住者が 38 万円以上の送金を受けているかどうかの判定について、外貨で送金した場合等の邦貨換算の方法を明らかにするなどの取扱いを定めるほか、所要の整備を行う（所基通 2－50 等）。

4 その他所要の整備

上記のほか、所要の整備を行う。